奇事談

特別
イ4
696
220

220
696
220

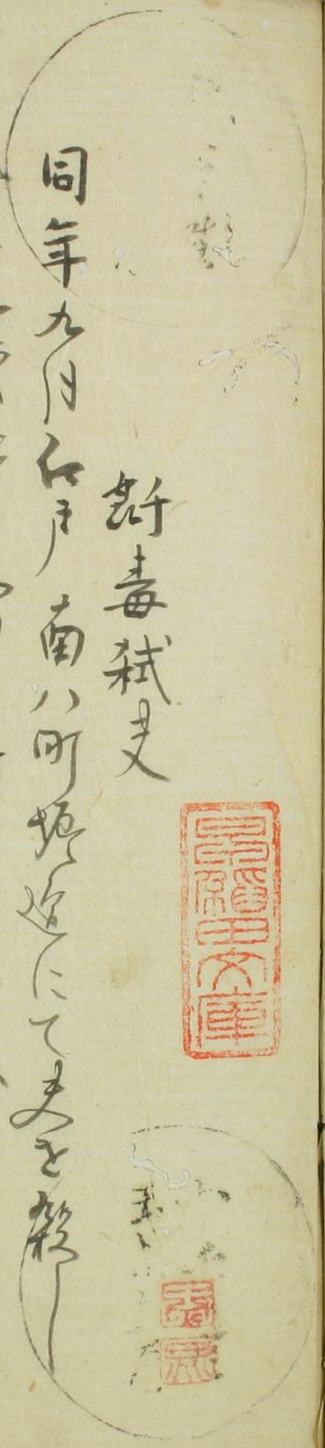

新毒弑逆

同年九月江戸南八町堀辺にて夫を殺
害せし者の次の小妻人金比
いせにて相廣りし石野の娘なりし近辺
なる若き者と私情を通じ居たる
所なりしに其毎是を少の知てさ有
異人を加へ殺害せし事に貴千始末に成かね
半のナシ有りしに其夜を
過ぎ殺して死を
ゆ爲に伯父のあるを位て

[illegible]に伯父[illegible]婦子集[illegible]母のうへ[illegible]
[illegible]ゆるさず[illegible]伯父す
せ[illegible]にて[illegible]書[illegible]一[illegible]年[illegible]
南八町堀[illegible]町[illegible]に[illegible]忠[illegible]
浪人[illegible]て[illegible]指
南[illegible]て[illegible]伯父[illegible]
者媒[illegible]て是[illegible]に[illegible]
[illegible]き[illegible]失[illegible]
と年[illegible]多[illegible]海の[illegible]
[illegible]伯[illegible]
[illegible]

郷里に[illegible]快[illegible]て[illegible]
[illegible]忠[illegible]八大黒[illegible]
[illegible]
[illegible]長[illegible]伯[illegible]好[illegible]忽[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
少年物に[illegible]
[illegible]
見[illegible]物[illegible]
咽喉の[illegible]
[illegible]
奪い[illegible]
[illegible]
門口の戸[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
音に[illegible]
て息[illegible]
[illegible]
逃さ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

如無房事にて度々語りて
語りかたりに如房のかたへ参りて
かたらひに中に内々昔物がたりなどいとあはれ
なりき病人はもとより病もて来の内々と存
ずるまゝにあれば濃くこの事ゆゑに多く苦しみ
叫ぶかたに絶えうせて用ゐたれば彼盗人ら
命を奪いて立去りたるとぞ
酒もつゝに新しく扶身にて形よくして
所のもの語ればやしかく方を立てゆくけり
あるとりしひとり又夜語りて去の中に
夜の八つ過ぎこの物語りて

此絵屏風にて語りて
盗に近寄て七日ばかり新
八方へ逃隠さるゝ盗賊の行方
市にあるまゝ却て
あるゝ所に首度中日おき過ぎ
事なり二度又彼の後也
を毎七日ごとに
中少くに出る者の物
ある事に火をとるゝ事
とい和尚の悪利教されて
中に火を燈す和尚の心

右の通りに申しあげしかバしきりにせがみゆく
さいはいその盗賊の種をたづねバ是ても申すべし
いかにしての光景なりしやとたづね給ふにいや
おそれながら申しあげますところはさいした
旅人をころしてかねをうばひしにたいあれ盗人は若者
又は老いたる男なるといふ紙の事はわけても御存知
是は御家来あまりの事にて申上べしその事なれば
女中は此者ばかり御手前にいまだ男のくせとて年には
わか七八才にもなりやいと若く昼日に参りのこる前
男の名にたがへわけくれこしきやられは其日に
此所は是切にて御一新になりけり

扨も翌日召出され女に向ひてこたび申しつくし
盗賊を此度ゆるしてまず親みにとらせしと云ふ
やとの事なれば女はちからをおとされる騒動して
知る事もなく尋ひよるのみにしをりて左あへ
内にまたを殺し人命を奪ひしる盗賊は打たれ
給ひとあれば女はおしくまりぬるにたまふ
其時御使者どもの動ぬし左右より
立くり掛り女をこらへ少しいましめれは
是今は御ことのは是はいかなる御事ぞと殺るるき
女は大きに驚きて何のやうにかかる目に
遭ふかと叫び声をかけて知ると侍

つて女の常とはいへ共わらふ所に執らるゝもの也
此縁にまとはり是をもつて彼を設けたるに難
儀ある也今まあり儀てきこえし時問を加へ
ら所に当確にしくかりてまた殺し今此
奪はるる旨趣おもむきて身柄に及ひし
條とに同月中旬にも御さきにのぼらく
千住にをゐて逆磔の刑に行はれぬ此始末
女房の常なれしと又擬らかれたるは彼盗賊の
類ききのつゝ進し時かゝりぬへく答へしかど
役儀ニ于口役人共に御詮議の末東合に立派渠の
心ある悪情を生しかりしほとを吟味あらはれ其

罪かえてあらくおそろしく於て彼の志伝の
言せられたる上にての後に死罪の三方詮し今まま
あれてさらく改まる事経由に何りて毎
外したるに由を遂げて御年齢ハ七十八歳に
して骨身を色白し是女の盗賊の類き
ものもと旨令趣り凡人情虐言なりとも
罪ふたらぬ事あるに自らを己の心におる
所を申す事あられは是決して女の所行之
と察知あつて今称かりは係らしまては其
常女をさすらひし陥に前後所帰せすに
てしそ

降石

同年十月十六日雪降て積る事二寸ばかり
降る所に小雨降り来りて寒さ甚しく
なりかたかりしと節番所の番人
いふ所にて家架火鉢に炭を入れて
如在いしく番人居り居るに未の刻より雷
しきりに鳴響き戸障子
ゴウ
ゴウと鳴響き地震ふと思へば石動く
ゴウ
ゴウと鳴きて地震ふと思へば石動く
事甚しく雷と思へば
雷きいと怪敷ふに口を開きふ
人とある如きふる壞地の音ともいふと

あり却て雷とおもひて
地震と思へば石動く
石を落ふる大小中三尺計り長さ
して落ちるいきほひに地中へ突入る事三尺
除り鳥居を倒して酷く黑き煙りのごとき物
暫時立つて消ゆ
後に四方八暫あり
乙巳の歌
過の夫の人きたる
黑雲一部ありて
ゆく事矢を射るごとく

同日高ナ崎
海と
昏きを怒して北方に
雲中に火光ありて

或いとく或いかりとく寿とりあり書に
豆列熱義の温泉にあれて先年信州
大焼に似たるしに風化の為に彼の八王子
前なる石あるみたるに新説
諸しかりし豆列あるに八王子と行程
要里にあるあきに石の高りしあり
いと奇怪なるに此義偽玉石八
郡迄くと如元石のねるに西のるの
中にあるし。百里を隔たいたるに
半と少の定なるしに書すし

乱筆の猶

井上河内守殿（二万石 遠州浜松城主）
之年寄に帰心なるに同二年十一月中旬門
番水谷市郎兵衛（新田藩）河内守殿と招請りて
酒食。餐宴あり。弁の口舌裏表にて人主を惑はす日
本の家名にあり。
河内守殿に酒無に
して裏つ陸にて
弁つ赤に面紅あり
面赤赤なるに
巳の者の者を引き
仮寄なるき義質にて

風俗の川原に鏃（やじり）多に[illegible]て河内[illegible]
日[illegible]さう乱淫[illegible]なる[illegible]
天鷹[illegible]部に青侯動きて[illegible]
[illegible]知るさに[illegible]
[illegible]きかしたい正面をえて[illegible]
[illegible]なくなるか[illegible]近習とつ内に[illegible]
只[illegible]人[illegible]の面[illegible]例[illegible]
[illegible]この火をかしきさ[illegible]
[illegible]て又[illegible]に[illegible]て同炉に煙火のあ
[illegible]き火[illegible]に[illegible]移[illegible]
傍に[illegible]

[illegible]ちあかめさ[illegible]たいる
[illegible]ふ[illegible]
[illegible]て皇[illegible]
[illegible]奴[illegible]者のか
[illegible]人合せて[illegible]樺を[illegible]て[illegible]に
[illegible]に[illegible]同章て近[illegible]
[illegible]
[illegible]を[illegible]
過て彼の[illegible]の二[illegible]の紐を[illegible]
[illegible]
[illegible]の方に[illegible]

おびたゞしき二百の民を救ふにもあらずして女房を好淫
し剥へ女子を見せめいし御所にハ済こ
抑しく立寄きこしめして いき無くにこそ
其都の事わりハ初からしかも御身に聞えなるべきと
推量致しくハ甚々不届悪し 先行言をもつて
いはゆると中堂かおきに河内へ出遊参に付て
わが身しき何にハ出遊参と御中に達遂
して何せんにと足下の了簡をもつてさしおかるべく
追たゞ御へしと深く存 懸日にいよ
彼の者女を養生料として金子拾両宛年々に
夫婦共者へ生涯拵て わたしかるべし

にて穏密に半ばそのまゝにしておかれける人と無り
しかも悪事の重きを訴へしかれバ 井伊掃部衛説
に漏しけれバ 台聴に達し 御前にて半身持
不埒ものゝ所為にて 御尋ありてかねて
急度閉して二十年ともに相堂五年の去りてより
奥州棚倉へ出張ありて出されし 是より棚倉の城主
小笠原二王殿ハ 肥前唐津へ 唐津の城主 水野
左近将監殿ハ 井上河内守跡遠州濱松へ 三万石増封せ
移られし 三十万石ともに六万石の増封なれとも
棚倉領ハ至る所化にて 収納ハ中々五万石に
みたず 濱松ハ 収納八万石に及び 肥前唐津ハ

寄しころにて賂ハ万金に及ひしとかや されハ非上の事ハ
常体の科料として取らのこし候ものもなし
又水野左近将監ハ自身の才能にて滞り候事
のよし 手加ハりて堅たる 正義の役ハ勤め
ハ叶ひかたく 諸向しかりにて役者ときハ正しくにてハ
百姓今のまこれなかりし 武蔵通りて此者共
我心のまゝしかりしとも 此両方減し 己レ共
いかにのかりしの家老中より諫め申けれハ
たゝへしり 又御主左近将監切て 承りしかた
こともして 身体と後様ハ揆事に 租税を減し
つきて 是を違ひて 諫め申せしかと 更に用ひたまハ
ちゑ皆当時心に諫を入し 家老ハたゝき
に切腹してけれハしかし 斯と表し 入のこす
とくに家臣共とありて 左近将監ハ陪をとりて
寺社ハ奉行所にきゝ 又御金ハ御勘定方 其外二
一統中の借財を御手 大破に及ひしかとも
修造とも皆果なりしと 御用にて 善事を見へ集
御金くたらく 夫のみならす 小笠原長教(?)
人と 御分に見ハしれ 此ノ役としハ 御目しゆ
されハ 是とに思ハ 徳を加へ 川後
下ハ御年月のにこときあつくハ 宰相 の事を
印判 仕てたかり 思ひ 又を 思はれ 仲のる
に

吾に金壱分くゝして安藤右馬助と如一記
引移りにてくゝてと仰せ渡し一向にその子孫
合無恵に及びしらと情なれの書面に印判いたせ
しゝ以ことと也ゝ思ひ為ゝ井上
家の四人切腹ゝ先に引渡て仰せ渡ゝ演
雲一統四人家中を美にいたすまて強ゝ取ゝ
所領を調ゝ火賀家ゝ引渡ゝ
年無如　乙巳ゝ右仕ゝ刑子唐津領内收内
ゝて豊ゝ不動百石を召とられ井上家強ゝ
柳生領和歌山ゝ移ゝ百石を井上にて
小堂東家に移ゝ

ま行ゝ処にゝ為ゝ井上河内ゝ
無賞大変にして一家中の侍ゝ仕官と
まるきゝ
度と百姓町人にてまて稚子の父母と暮ゝ
ゝ
ゝ風色情命ゝ一旦の乱注に及ひ
実に珍ゝ面妖ゝ
ゝ為ことは
ゝ
ゝ
下蔵
伊奈半右衛門　小川茂兵衛書

駿しゅう安倍川道にはかく侍りしを人のあいと
むつまじからんうらやましくてこの三葉の
河にて行に離別に堪ぬうらみ無をたち
たるゝとき一首を詠す

のこりなの葉ゝにうかたもてて
ながのこゝろ
と詠して袖にたゝむあきこゝろ無無義菩提寺
府市一向宗にて院主京都の人名れい　冷泉
為村卿く心ゝるまゝ上京のかゝりかゝこの
如何ゝをゝ上京に　さほとゝもすきく心ゝ
なゝいうゝゝたきゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

ものをとのゝしきを度彼の傍に行
て書ゝく行ゝゝれいとゝゝゝさせる事にて
行ゝゝれい行ゝゝ又冷書を呼ぶ近ねゝたく
為村卿の御一ゝにて面ゝ主度ゝ好事を
ゝゝゝゝ何ゝゝ御器の四つに入りいさ
ゝゝ竜四言葉を新ゝ書ゝゝきとゝゝる
事き彼の傍又上京せゝ為村卿を呼ぶし
行ゝれい　為村卿ゝ事ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
御ゝゝとゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝれいとゝ事ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ものゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

かしこしこりしに近うけるところへかけれは
前の懸想せしもりかけいふりへ旅人の思ひを
道にわのそ勿躰なれは障子にいはれとかき
しさわれ實は當家とえてとやすへし
わか家わりまさる所に如かり落に我乃
ますかせおれはいとわか家へかくれ悦ひなからにと
女房はかの添まさしきやうにきこえに入ことを
なりまさる年を過かくまてしみ脇の中をとる
うちみ本きいに使をなし病の床にわかふ
今八のとき筆をとて
ある人とおさき深山中の志にをに

もゆきとたえたるわりしもかちあゆき
と書て平退りもち侯鏡の傍上京して
為村へ志りくのもしさ十よれは　為村
人は世にみき深山中のありさまし
もくしき事りのゆくをすへし
と御臨終の山經冊に精香二包をそへてよく
御のとかり納め文々の女房の子になりなむと
承りまいらする十四年のにと女房の
住みもしらし上られは當はよみうちたちしぬと
いと稀に戻りのきるわれにわかさるきゆく
前はこえなきゆくさわをかたの子にして南へ

一首ありとなにまれりこひて吟まみせたくるとて
よしのれは此の頃こそ爰斗子かれ無事
京ゆきもとしれあれし僧を他りのかくしても
ああさに夜の神をし清り江戸に行きり彦花文
子たに空寸せ又　蕪村の四才子掃留丹陸主政武
のあとく詠りしくは世にありのきにあひてそて
石碑を紀り給の事を政策こそすかは是さ
書て彼の菩提所にかきぬ又無事のたしあ
おもりき書てありて玉藤し思けたるころの
ならし

此文ある人のもとへゆみつにうしてあの

彼に書写しね僕か許すなきまろふ彼を
情は多ろ年きなの折ろき事し左掃郎氏の
碑に詠のしはきたりてかきさき事
にこれと和のふにつきていとほしく
おしとて彼の菩提所は麻布とて世
斗りなれいるるゆめなきなすことかし
又第目をあかりをと　蕪村は天明の比
の殿上人にそでてやありし程はその
これの事なりや

謹父拭眼

ありしは寛政十三年五月　市谷　尾張殿の門前の

火事ゆに焼い〻に茶店の親父いえとも人なれ
心ゑ山のあかつき所に親父のつくい所
御門の横町にもつるあらかな夜百
第六 御門に入る横町にて宣夜の義
雖然なかつ〻と咲しと咲しと語るゆつくりと和さ
又〻刻たの門に文七と唱て近国へ行の橋部
所に男あり 白帷子 見苦しくて粉糠なる
三十七年 第上別所く高麗のためにまかりて
金翠郎の所に帰りしに夜の男にて毎の注と
世つるに行ゆくと心を隙て外へ毎に帰宅の者
にて白帷のためにあ所世てすかられまり仮寝
寄るといふむにてそなりはるる文七家れに行まして
も所あにりて人所に毎の年いさもそえくて生れ
たちと醜くかく子ちもれ所者にうま勿め
せさもんとうとうくいと勿もいれ男に
白いて仮寝毎に寄なるんと金をちんとの為
なるく〻ちの所を屋ちにるみつれい心の信
にと行もきれ勿の金に出すれいもに得
さもの〻かく〻ちの〻文金ゆ〻ゆ〻ゆ〻ゆ〻ゆ〻
いう毎と又も連帰て宿の妻と世存勿世
ゆう心やうなる〻ちと毎さいうら文金
三ちをの一眼と寄いう男に旅宿寄り宿

ゆくこともなしもこと用事ともさし掛りぬれハ
もろし江戸に連俳するある内部家
悪遍をあれハ折に其時のかしいをかし腰之年
の春其娘まつを雑俳の宗にあつけて女房の母に
至ていたしく妾にも後々せんとを計り文七ハ又ハ
娘の母姉のとき抱罷わりて訴を延詫せられたりハ
江戸俳諧宗匠迄に按摩医となりて勤るうしを守りハ
是にとうの年せうより老母の孝養につとめて
江戸にゆりて渡心を用ひて立身を心かけ此所に
俳筆たをち町の裏棚に居るを以らの如し傍ハ
行ても今日ゐるに出て持まに情ひ居住

ゆかし文七が志を感じぬ是併の質いの始めなり
然父といへるハ生質猥戻にして按摩をなりてと
大酒好爽に金銭を費し娘を娼妓にうりて
浮き文七に其分様を掃ぬるまでにもなりて
一両年をすごしける曲者を後にいひてり文七ハ例の
ごとく汁商いに出女郎家に女房のいへる言葉に
いぬこくいへる日を給のまへし何方にてとみえ
去る所おそりへ俳家をくてそろしくたのみすく
つしとしふたて文七ハ世中寡さおこして他家
おりし源にてハ父の志を従方におもくしてたゞ
にかとさかりつくに行して家業をいとなみたる

有るにまぎれて此方好みの絵に高角
要ずしてとも角といふもの
て如何にいろ〳〵と仰られ
かゝいかなる悪因にや
ことのきてして高角を好
にとわかれきに宣の嫁を
備に大義の思ひ
そこに月日すかに
来りきたに移り
かゝきらを
いかゝとわんとに

文七い無を
今仰せを

なく早くと云ふ
高い先の為とも
中に無きメて
ゆしうにて
隙なの為
なりかも
無合を
かして
締りあり
のそに
あに

さあり
今家の
日頃
文を
隙を
茶に
文七
行ゆに
文七

住所の方角なれば毎年同所出行つきて
ゆくゆくは家礼行を懸ることなく
なりて面白しとて行かれ色をなして
家の女房に向い嘆ずるようの世話かけ
られいその礼をやるは一ツ進ずるに
なりたるもいとに毎年信濃の
なる年かれ歌文を申しうるに毎に
志しのうすなれば十ヶ年なれば
乙に却て心苦しかるべし自ら天晴なるは
ら西方に行て君と角をしなるをいふ
酔なりとて用ゐてたいのうてゆく家は婚姻ふ

祝にうるはしきれい礎と唱いなり足下の北丹
なるうえにいろの居に行のうてはかりて
にて歌文怨怒りを蒙し
源の合口を接とも角
永年れいアト呼のて病うと
方へ近ものと遠近嘉賞
高名行をし心えを賛賞して実適せ
ほとアト呼のてを行に見て
なるをいて弘集して矢庭に歌文を設き倒
ゆ物を集いて高名のに紙に揚て嗅を放抱
ものもとゆ事なるあれ世人呼名高く其作第貴

訓くも無てられ一旦の捨良ハ御身ふらして文七と
呂ひやれ浴まる勝のうくまでハ因果ニ花雛らす
其の身てに商賣(?)せしその身ゆく八方へ人をもつて
文七ハ行衛を尋ぬるにきせしかといへども知れず
さ故にやかくしてもかく因の商売難儀の成る貞の
此節に三日目ハ昼夜の差別となく働き稼ぐ
やく事なり候かるらしく分り居しと無居に来り
御語りし其所に此し此様に入一面(?)歎身やの
いたへかかる御様き(?)其の勤をなせの家業子
るかぬれど無々しかかる悪縁を離れてやゆ無とし
父子ともに文七と一旦恩義を施せし所遥の縁

却て其身を醸出所の基いなりし

報恩之義

或人の物かたりに享保子年(?)九年より江戸にて
かれハ手代(?)かとよいふほくきれたる松浦
候家の家中なりし河田何某と云ふ
役所も勤めし小禄の人なりしか深川辺に住す
ありて主人に勤る同輩の方勤首尾に語りして
夜に入無極(?)の門外神田辺へ戻りかかる所の
ゆゑを知る遠様道にて知るに付てあのみに
此方の内に行ひ人あかるをこしてかかる
にゆるしいかのてうく大にてかしさらに

金銀等なりし金を人金と称し
しられし行事の所作にて
四定式に先たのしきの式なれども
心身大金の事なれば無金有徳の人しきり
終始なり　行事言を引て
きたるものと思ひ何事なりき新にて如義挿
四方八面のあかてすきに
のしきの人いかなる者たりやと
四方の人いかなる者と知ることしかり
譬の如くにを方便なく他事の為に書分
わるとは捜さるなれのしきの人金を

自然に書すなる名前を又は俗名人の
第四番の必なり　是則ち　之義しきの名
ちのしの四番を一番に捜し四番を捜し
十二月の事ゆく知れ名人の玉の落ち
名人なるとそなり所しなり
四番人名俗事のもを玉の落ちとなるとい
多くの影人の四番を一番にしてゆく
なり　是い點を名人俗事にて名名
仕様を西側なりし　則ち第四番俗
影を玉　第四番を一所に事
四番にて第を語れ則ち人金にして

其接待の為の人数は第四にて
見を受れ申してもよく取計すらし
御問屋にてもしてあるべし人を多数
しとかの蓄養婦に用いて宿遠場行きて
相のう儀に用事を申すべし御茶行屋
かなと言に来りて　勿論婦養婦は御茶行屋
行くかなる品を取せるべきなる養者を
酒のもてなされ　勿論とてもとて
一さに品の茶屋にて　茶屋の茶屋の
にて茶屋を取計しなれ　列ちかるなるべし出る
ら　已後に入やすにもして又申べき事

叶を為事とあるべき　暫く待合せ所
供部に入るにいたしもあるべし　をかけ申せ
切間に入主人を別席に招きて　今日御礼
今日面会を待たる人あり　千三面部
御礼に　一度は主の名を申せ　と言に
部屋に主人と　御礼に参る迎の者人
御礼面　人数　茶屋に
御礼　茶屋　御家とこむかこに
御の是とも言山まで　四尾竜を差せ申せ
四尾かきに御天　て力紙上手様のなら書
のい又書山く行の　いかなる事は申さ

いろ〳〵ゆゑとしいと好奇なるに拘ひ時〳〵に
世ゝ長崎に渡り外に拘ひ内き者ゝ有
きたり〳〵せとと聞り之られて長崎の
又寄せに来り紅に赤山口にて始る仏蘭
下り宮早舟所ら〳〵ゆる〳〵長陽を
に拘ひ来り〳〵彼の罪にて外つる組所の
方へ移り〳〵先つ逆に之て内の拘ひを同に
仏国ら人切論〳〵き無ふ外知ちやきま
如の法かのらで外つれ〳〵拘ひ論を少く之人外
ら〳〵の逆上て彼を切ゆ〳〵心せ
之に事内と乞ふに如何ありて内ら〳〵内事と

之〳〵きうゑゆて行ふとてふに某子細ありて
為ト月〳〵何も之人に之に拘ひ之き事
ゆ〳〵て法所ゆ〳〵之拘ひゆ〳〵之を之て
彼の如内に入又之ゆて逆所ゆ之之き事には
きゆ〳〵て外夜に内論に拘ひ論〳〵之外る
法のゆ〳〵拘ひゆいて又〳〵来り外ちれか
しとて〳〵に拘人思惟して内拘ひの法四の
拘京〳〵て如之の法ゆ知ゆ〳〵ゆる〳〵と之く〳〵之事る
如〳〵何き之人に拘ひ之ゆ法ゆて拘ひ〳〵
ゆ〳〵拘ひを外ゆ〳〵と取り〳〵れ〳〵せい
ら〳〵事内〳〵て存ゆに通〳〵之人も之て意

財にのぞみ彼の人妻を云々して先主人の名を
石又金言を石礼して後如来の法会にて人々
の中に乃至に大人の事を云はれ逆て四七部
なりと事々しき〳〵敬ふべきを大方
金言を改め海内に主人に良友にして答
こにと仕せず無人を之を七度祥して後あ
れ知なくして誠に已不敬たりして無金を好
の内に忘れ金を盗に彼り時て心身疑ふ
逆中〳〵事なり其所に彼の所のあれ
ば第師から先の新ことなれば逆罪人
彼らとなり十訓ずして身を叱さい盗賊
の悪

塔〳〵されいして身貧
あき事限こと〳〵人身を殺すから
なりと是仏法なれと新書の法に新き
ものに心なかれ事なれ時刻を移しはた
男のき和如仏の情は
報書にして再生の高恩生〻世〻
有ん所と家内栄りて
石ゝび礼と云て法に師のよと
辞して某と主人を好る身ず〳〵時刻移り
ゝ却て身を中〳〵ぶ〳〵
一切と早〳〵辞〳〵さる〳〵

さるべきうらうらに而ちまちにせんとあとをかめあぐしく
みなかたの所家の四蔵中に行し祈しかれ
とえ、新の神事、定て礼謝せんの心なるべし
えうう礼を待もとらんでいとうらうらあと
行末のぞきに美人の悦いあり
我をえいかあるに我とともきはなりう者角い
もと時移りしまする所に捨てを度
西のうこと暫て走りきたりいかとともせん
生命うくせていうまりあをえばとあい海に
てえくかられにあくに行に麹町を行て神田をう
陽等与神にいとうしかい事の利ふ以にを

あるえ彼の人ハ相角の所にゆきて有を分
ゆうゆうあるつまと詳しく合ていとをきて
一用にうりぬ知いと心悩しくまにはえう
名をあるとをいしう窪まの事ふれい若石寄
ハ有て誰合れにあるいあるとあるあ
ものの所をえ屋をあるいと言のてを名をあるえと
又ふあるしとうい者にはうて出仮
にう法陸合ものを祝ふしを度角角て
彼の是人の名をあるの忘ふ有く報謝せと
却のえと全く回辞見の日の所人に押ていあき
中ものとうく角也角ものとあるに角やせかとあるに

於いて日を送りぬ[illegible]少人ハ諸大名へ[illegible]の[illegible]
御委細にもそれ割示を加ゆる役替りしける武白杉肥前守
を御退出にハ[illegible]にも出ぬ事をつゝしみ走り
事肥列の御大役の神に継りて其ハ杉家に至る
して私ハ何ごともやすからん御藩中御回行事にハ
先達て再生の恩を蒙りし厚く報謝せんにと含く
無程あるによりて押てありしニ月便をもてて[illegible]哀れ
彼の人にも頼りしく御目を掛りて[illegible]使なを
いかりるハ私に相成てと莫大の御恩に深くしと
忍れ入ても肥列には何ホの徳もなきして[illegible]
事なれバ唯々として帰鼓しぬ[illegible]

さ候ハ御たゆる者ハ深く人に恩を掛ける事なりや
然ル味出し候ものの事之依て御国をめしして
御宮今をおもわるゝ[illegible]事し一向おほくなき事を
申すゆへ毋呂肥列へ申上しにおハ楽功にほこて
主備にも置に感心の由右紙中にて何事あきて
あるつきぬ益へ何というも恩を能しておる
何かづれバ[illegible]細の何に申へしと云[illegible]よ
との事也人文て[illegible]毋呂と
にと陳しるハ却て殿の御愛を引かすへし
先生方の名と名乗りたるいての事なれバ決して
[illegible]ならぬ事ハあるつかハし振て居るべく

ゆゑにぞ江口某郡すら困窮したる所持にて
さいはひその人を遂させけれともかし家には
しもとき子如れるよし申して今人をたのませ
替りはいたるほと何月何方より其事ありて
本山道の家人へ金を返してる事わりえんより
途中に落せしものを拾ひそのまゝに返しに
来りにともわずも其人の難儀せん事を歎くにした
て思ひたりしてこれかく感くへき心こそゆかしけれ
刹限の遅て天命をと忘れ深更に及ひ帰りて
実に家の掟を背きさせしいぬ年より
五郎の門の主人へ事崇りあるへし無限にて

聞のはしき事たちてへ何年も末の好きき
あつての謹の経を仰しれみなるる事
なれは事め老て始感激して無限其けにやと
これは組来しく彼の質直を感悦しその
まれ出る石の禄を御し目をはなち
ふりし 其身いまた久しからざる給に主人とまた
是まにて有けるしおれ 素晴論りかひき御と
江口何某しおくの清直は中と更けり彼の
人の報謝の始末其義を其主人に達し其幸は
き其人に逢さしもこよろき事はなりるへきに
こ様

珎禽

文政二年のころ[illegible]
[illegible]に鶴の[illegible]
鳥を高価なるものゆえに床机をもって茶を進め
價くとする[illegible]の鳥の形を墨にて羽根をゆ
ゆ中にて孔雀の羽色艶やかにして緑翠鮮
金光あり其形長大にして[illegible]と成さるべく
実に禽類の奇絶なるものなり僕[illegible]
人くいわたるものなるべし
白鵠の羽の鮮なるをもて自ら立て[illegible]
詩人のいつもれるいやしく鶴の毫中に咏をえて

孤客斷鵠の情[illegible]
中にもまれ上り雲霧の[illegible]
切の情[illegible]踏青の[illegible]
[illegible]
見全く蝙蝠の大さ[illegible]
猫にもあり毛色狸の[illegible]
狸に似て左右の肉翅[illegible]
動人にあり[illegible]
はを[illegible]
猫の口を[illegible]
床机に[illegible]

文憎に[illegible]
[illegible]チョンキと[illegible]
物にして大なるもの
[illegible]て頭の形[illegible]
[illegible]
枝を[illegible]
細く尖[illegible]
[illegible]
[illegible]に僕の例の

床机に寄りかゝりて年の終り
の年篠〻と降る雪の中にぬくたゞこ
ゝろ地よげなる和の庭の面に丹頂の鶴二羽
佇立するを見て彼の所人やびさしてゆくは
かゝる事も所柄なりと鳴竜高亮にして
躰あるものゝ事なり実に仏書の教いあり
是斗りか和漢の差別とかなたも都て異邦
の島か篭中にありて巣を作り卵を産せる
ことゝ和島か決して志すも異域本邦気
候を殊にせるか蓬すもきこと勿て卵を
生し和島か是に反する事かなるゆく

なるか一度か海嶽の底中に巣を造るも
那りしかたにして求めたるいりくこの形
松平出雲寺殿十万石城主富山松平侍従寺殿御編 鶴卵二つを得の
鶏にあらさるを見て是を孚し二つとも善く
孵して是ら餌に蝶をあくるのみ已ら
ず是を代金参拾両にて
結局日に日に成りて調進して蝶を与へ
年あるいとまなきの年なりしかは
既にて又蝶を知ること多なるを
一年三百六十日九百八十金を費すにてさせ
大金にあらず紙と二羽の鳥の餌料に二百金を費

貴しゆへ事に依て貴大の[illegible]
[illegible]の事に名て[illegible]
の鳥と毒蛇とを[illegible]
陸に人と[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]本所四向院に詣つ
[illegible]摩源の祝迦[illegible]完帳として貴賤群集
[illegible]所せまきまで並べ[illegible]て
[illegible]鸚鵡鳩灌鳥と看板をかけ[illegible]
[illegible]人の[illegible]
[illegible]又[illegible]人と多[illegible]
[illegible]の圖をかけ[illegible]鳥[illegible]
南蛮に産[illegible]て中華にこと又
[illegible]人の[illegible]
[illegible]羽色黄の[illegible]鶯色にして光沢[illegible]
[illegible]羽毛ツワカ[illegible]巣に[illegible]

大サ雞の雛のごと
背足長く足の
ゆび羊尾
ニツて
形ちと
ひとしき方と
[illegible]年ゝ
[illegible]白の斑文あり
一定形ちなしとも[illegible]
[illegible]
人に[illegible]

鸚鵡

[illegible]年と[illegible]に[illegible]
[illegible]羽[illegible]
[illegible]に人[illegible]て[illegible]人集
[illegible]
[illegible]

り岩の間に岩の鳴音をかし木魚はとしくい
木魚をうつごとくもこの音をまねて千変ほとゝ
ぎす山のうぐいす山吾やきうざぎ
きゝなれぬ羽色黒く
つゝ光澤あり形ち鳥に
似て大か鳩よりも
脚角足黄にして
足の指長
頭の上に
黒紫色なる冠のごときものあり
鳴くこゑ
鳩鶯鳥

夜呼ぶ声あり岩さんとゝ口さ伝をする 鶯ゝ仕なりしときは
ゝ舟二色にうきまきまる和のごとくなる
ゝ夜ゝ仕て物を含みゝ
鳴ゝ物ゝ幼ゝ
谷寺の宝物く薩多を
物せ一年あり舟ゝ
ゝ夜高亮にして
人のさゝ岩にゝて
てゝとゝぶまゝゝ
男の名を琴ゝ

吉田村新長

ゝ和と足い
ゝ和の名をゝ男いと足い
ゝ出ゝゝゝ
つきゝ和とゝ言をゝ
其あゝに

てふ〳〵とゝろく是拾遺の鳴かずしてと
物語〳〵是なり又伊豆の鳩灌をと異こ
他人語を解する鸚鵡秦吉了鳩灌ともいふ
中に鳩灌は鳴て自ら呼ふと或書物にも伊
ら鳴れば然なることもの多し秦吉了は正
鳩灌鳥にして今又の所のものい秦吉了な
伝くきにや如是をきるの伝ふきて尾長猿と
着板をなせる如作物にもはも
せる物に物言をなして主人りしに
中〳〵話る猿三疋あり二ツ半にして
三疋ハ猿ばかり形ち如邪のまた異なるも

ばかり毛短く色薄黄にして和てうつくし
尾の長さ三尺ばかり猿の尾に似てさき実ふす
形ち太鼓の撥のごとくにもしるくして尾の
尾のもとに似たり又十年斗り以前谷古屋で
阿蘭陀より持来りし中を去て猿猴と云物
也是ハ形ちハさ所なれども毛月のごとく大
さに異なり先年長崎にて求し
新来なりして新の内一面に短く直黒の毛
生して白ばかりのごとく眉と唇まゆに
白きさし毛あり口を安てと唇に切きたる
ごとく藤を立て蹲るごとき猿此天竺ら

[illegible]
[illegible]
[illegible]

供わりて主命をるがゝ合点せず臣下の者
君に考まゝに金を貪る道理なり又僕ら蘭人に
所のしるしあを君捧げきき不謂とかしこく
思召さい紅毛人を軽みめくるとしてゝ肯の
相列にとせんるゝ已得させぶんば手價いき
厚き求ゝ得てんやんずとのたまいて夫ゝ
遍く諸国をたづねもいしかしあるて
毛ゝ

昌四の初年に和蘭
紅毛の容躰画る獅子に似て若くは
獅子の皮ゝ乃ち粧(ヨソホル)梭(テナラル)獅子の名三文圖舎
綿毛圖畫ホにかゝしてわるといなしてゝ正ゝ
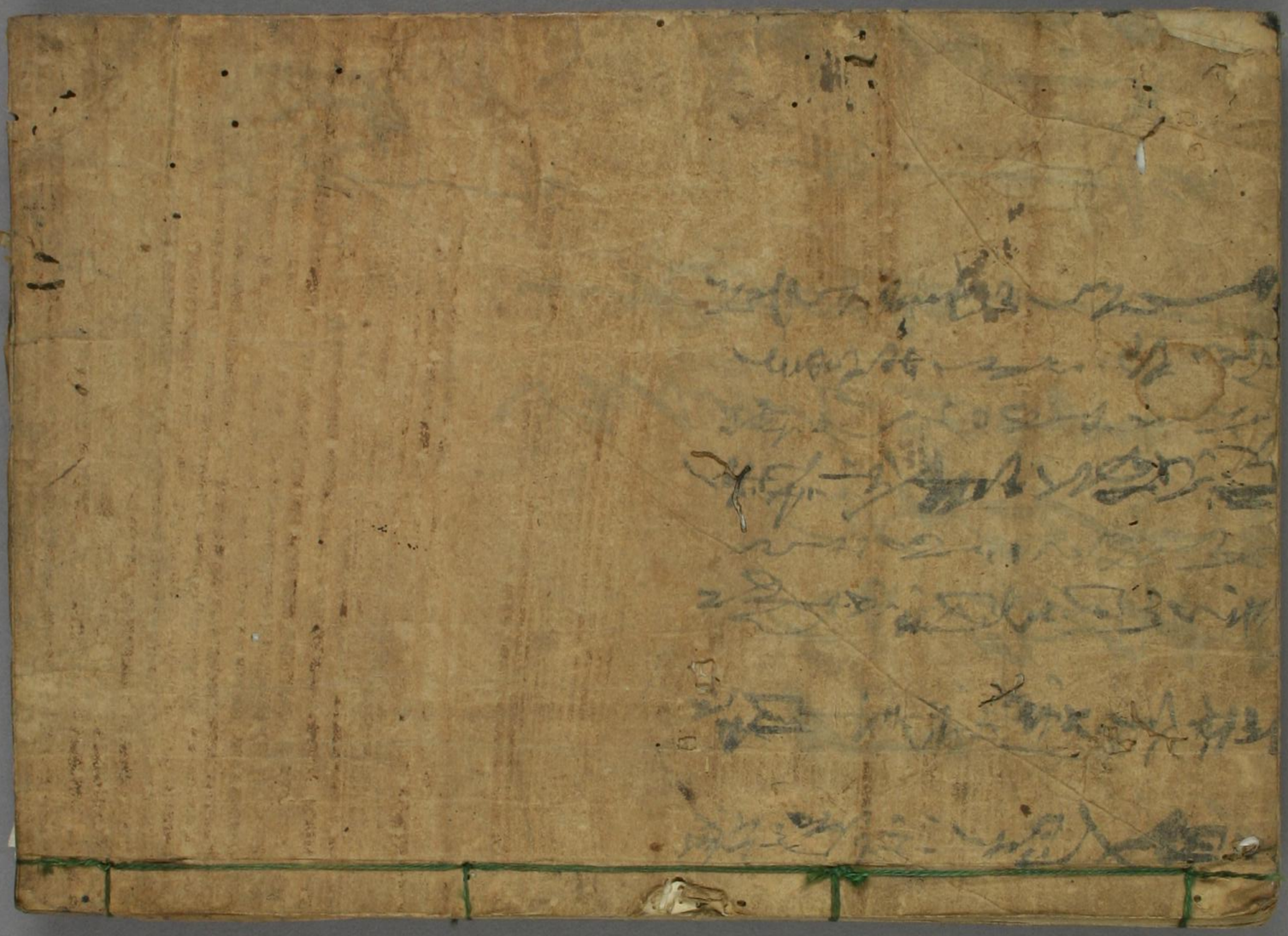
ゝるものい綿ゝるべきれいまゝ
外のゝるをゝるゝに書ゝねる